

「外国人技能実習制度」を利用して、国際貢献をはかりつつ業務の安定化、若い活力ある人材の活用を図りませんか？

外国人技能実習生受入の御案内

外国人技能実習制度とは？

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識(以下「技能等」という。)を修得させようとするニーズがあります。日本では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れ、産業上の技能等を修得してもらう事がこの制度の仕組みとなります。技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っています。

技能実習制度を利用してみたいが
相談先が分からない企業様

外国人を雇用することへの不安や
制度の知識がない企業様

技術を継承する若い人材等
人材不足にお悩みの企業様

トラブルや管理が心配という企業様

外国人技能実習制度について万全の体制でサポートします!!

受入対象業種・職種

受入可能職種は80職種144作業
(2019年9月1日時点)

- 食品製造関係(11職種16作業)
- 繊維・衣服関係(13職種22作業)
- 機械・金属関係(15職種29作業)
- 農業関係(2職種6作業)
- 漁業関係(2職種9作業)
- 建設関係(22職種33作業)
- その他(14職種26作業)
- 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

対象業種は随時増えています。
最新の情報は、技能実習機構のHP
(<https://www.otit.go.jp/ikoutaishou/>)
の「移行対象職種」でご確認ください

受入人数枠

■社員数によって受入数枠があります

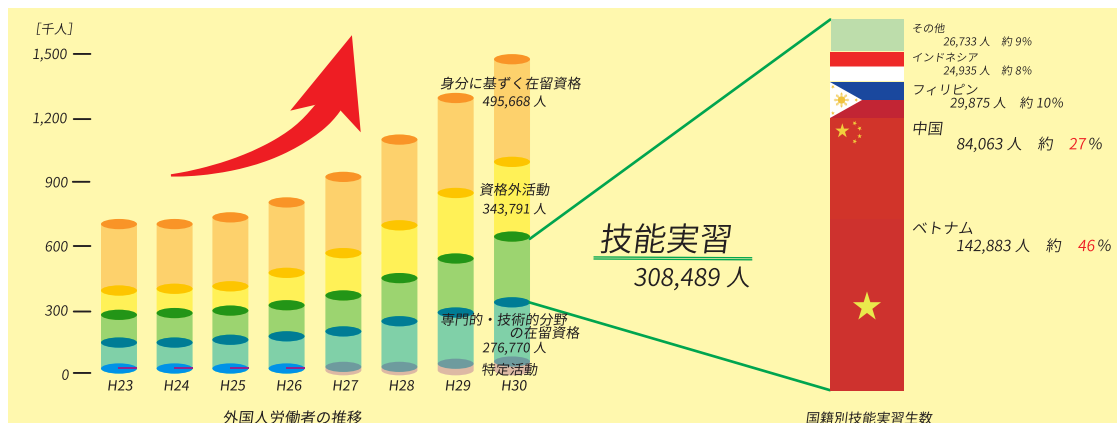
実習生受入企業の 社員数	受入可能数 (1年目)
301人以上	社員数の20/1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

最長10年間(特定技能ビザ含)同じ技能実習生が雇用でき、
毎年同数の技能実習生の受入・雇用が可能です

技能実習制度をご検討の皆様へ

急増する外国人労働者、技能実習生

現在我が国が受け入れている外国人労働者は約150万人。そのうち約40万人が技能実習制度で活躍しています。技能実習制度は発展途上国への技術指導という国際貢献の一環であるとともに、人口減少社会である日本にとっても大きな役割を果たしています。若い労働力不足に悩む企業様にとっても実習生自身にとってもより良い受入れとなるようサポートいたします。



実習生受入申請から滞在中・帰国まで安心の完全サポート

外国人労働者の数も右肩上がりが増え続け、我が国にとって貴重な労働力となっています。この制度を活用していただき労働力に関する問題解決の一助となればと考えています。

安心のサポート体制

- 自社が外国人実習生制度を利用できるか不安 ➡ 事前相談窓口でご確認出来ます
- 申請や契約等の書類をどうすればよいか不安 ➡ 厚生労働省認可監理団体スタッフがサポートします
- どういう外国人が来るか不安 ➡ 事前に面接していただき複数人から選抜出来ます
フィリピン・ベトナム・中国・カンボジア・バングラディッシュから職種に合わせてアレンジします
- 実習生とコミュニケーションが取れるか不安 ➡ 入国前・入国後も日本語研修を行い、日本語でOK
- 実習生がホームシックにならないか不安 ➡ 母国語の話せるスタッフが生活面も含めてサポートします
- トラブルがないか不安 ➡ 毎月の訪問サポートに加え、緊急時24時間対応窓口で安心サポート

制度の質問から相談まで、お気軽にお問い合わせください

NPC協同組合は法務大臣・厚生労働大臣より外国人技能実習生の監理団体として認可(認可番号:許1706000239)を受けています。

●FAXもしくはメールください。専任担当者よりご連絡させていただきます。

FAX: 03-5809-8700

E-Mail: ginou@hss.jp

<input type="checkbox"/> 外国人技能実習生受入を申込みたい	<input type="checkbox"/> 外国人技能実習生受入可能か診断して欲しい	
紹介者		
法人名	ご担当者	
ご住所〒		
業種	TEL	E-mail